

●第Ⅰ回富田林市地域福祉推進委員会 議事録（概要）

1. 開催日時 … 令和7年6月27日（金）（14時00分～16時00分）

2. 開催場所 … 富田林市役所 3階 庁議室

3. 参加予定者 … 委員（15名）、事務局（増進型地域福祉課）

オブザーバー：富田林市社会福祉協議会（2名）

事務局	1.はじめに ●事務局体制紹介 ●オブザーバー紹介 ●資料確認 ・次第 ・地域福祉推進委員会委員名簿 ・資料1-1 地域福祉計画 個別施策進捗確認資料 ・資料1-2 評価事業一覧（令和6年度評価） ・資料1-3 地域福祉計画関係事業一覧（令和6年度評価） ・資料2 重点施策評価シート（令和6年度） ・参考資料 重点施策評価シート（令和5年度） ●富田林市地域福祉推進委員会の設置目的 富田林市地域福祉計画の策定及び推進について意見を求めるため設置されており、現在は、第4期富田林市地域福祉計画の進捗状況について、ご意見をいただくことが主な目的となる。 ●会議成立要件の確認 委員数17名中、本日は委員15名の出席があり、委員会設置要綱第4条の規定（過半数の出席で成立）を満たし、会議は成立。 ●会議の公開について 本日の議題、「第4期地域福祉計画の進捗状況について」は会議の非公開事由には該当しないとして、公開を提案し、委員長の了承を得る。 ⇒傍聴希望者なし。
委員長	2. 議題 まず、本日の議題に入る前に、富田林市が地域福祉についてどう考えてきたかということを、改めて委員の皆さんにお知らせしておきたいと思います。 地域福祉計画は、2000年の社会福祉法改正により規定されたもので、改正以降、様々な自治体で地域福祉計画が策定されてきました。 ただ、計画策定は義務では無かったので、全ての自治体で策定されているわけではありませんが、富田林市ではいち早く、この地域福祉計画を策定してきました。 地域福祉は行政だけが行うものではなく、行政と民間が一緒になって進めて行くという性格を持っています。

一方、社会福祉協議会は、地域福祉計画に先立ち、自ら福祉の地域づくりを行ってきたという歴史があります。

そういった歴史のうえに現在の地域福祉があるということは、ご承知いただければと思います。

そのうえで、富田林市を特徴付ける地域福祉の考え方として、「増進型地域福祉」があります。吉村市長は所信表明の中で「増進型地域福祉」を掲げられていますが、実は、吉村市長が掲げる前から、富田林市の地域福祉計画の策定にあたっては、「増進型地域福祉」で進めようと掲げてきています。そこには、福祉のイメージ、あるいはこれからの福祉を考えよう、という意図がありました。

これまでの基本的な福祉観は、厳しい、しんどい状態を何とか変えていき、かわいそうな状況から助ける、その際にマイナスの状態をゼロの状態に戻そうとする考えでした。憲法25条にある「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するというものです。もちろんそれは、戦後すぐ、あるいは高度経済成長期前頃まで必要でしたし、現在でも必要です。

しかし、若者や障がい者のことを考えた場合、最低限度の福祉という福祉観で良いのかということが、今問われています。

憲法13条には「幸福追求権」が規定されています。福祉を、幸福追求権に基づく営為という考え方ができないかという議論も高まっています。

富田林市は、増進型地域福祉を掲げるにあたり、「幸福としての福祉」という考え方を持っています。マイナスをゼロにして終わらせるのではなく、その人らしい生き方の実現や、その地域らしい形の実現を、福祉を通してこそ、実現できるのではないかという考え方を持っています。

この考え方は、日本の主流にはなっていませんが、福祉について学んでいけば学んでいくほど、福祉という言葉の持つ意味そのものに、幸福という考え方があります。

また、最近「SDGs」という言葉もよく耳にしますが、経済発展のことだけを取り組んでいると持続可能性が厳しくなってしまうため、その考え方を転換して、豊かさをみんなで共有していく段階に世界的に到達したというメッセージでもあります。それを表すように、国連では世界各国の幸福度のランキングを作成し、OECDではウェルビーイングの白書を発行するようになりました。

もちろん、経済発展が不要というわけではなく、経済発展だけではなく、幸福、ウェルビーイングという観点から、社会や国づくりをしていこうというメッセージが込められているのだと思います。

皆さんも最近、ウェルビーイングという言葉が随分と耳にするようになったのではないかと思います。しかし、福祉はまだウェルビーイングを追求する段階まで来ていません。格差などのあるしんどい時代だからこそ、富田林市として、しっかり向き合って取り組んでいくことが重要だと思います。

その点は、この地域福祉計画を名目的なところに留めるのか、しっかりと内実のあるものとするかによって、変わってきます。富田林市がめざしている増進型地域福祉に対し、色々な視点から、皆さんの気になるところをご発言いた

事務局

だきたいと思います。

福祉というものは、生活を支えるものだから一刻も休むことはできないという学説もあります。もちろん色々な場面がありますが、日々や生活を支えるというものが福祉ですし、それが個人だけではなく、地域や社会を支えていく、そういった広がりのあるものが福祉であるため、色々な側面からご意見していただいて結構です。

福祉は今、広がってきています。それはある意味、生活がそれだけ広がったからです。皆さんそれぞれに関心のある懸案はあると思いますが、そこから福祉につながっていくものもあると思いますので、ぜひ、色々なご意見をいただきたいと思います。

それでは、次第に沿って議案を進めます。

本日の議案は、第4期地域福祉計画の進捗状況と評価ということになります。色々ご意見が出ると思われますが、まずは、事務局より説明をよろしくお願いします。

【事務局報告】

(1) 第4期地域福祉計画の進捗状況・評価について(令和6年度)

①事務事業の進捗状況・評価について 資料1-1.2.3 説明

本計画の事務事業評価として、(1)取組状況(2)進捗評価(3)必要性評価に加え、増進型地域福祉の評価となる、(4)目的実現型アプローチ

(5)対話的プロセスの実施という5つの評価項目と、それぞれの評価基準を設定しており、各事業の担当課が評価するものとしている。

(3)必要性評価は、昨年度まで必需性評価という項目だったが、本市の事務事業評価に合わせ、公共性、市民ニーズの観点から評価することとしており、今回より「必要性評価」としている。

取組状況では、新規、拡充、継続を合わせて98%となっており、進捗評価ではAまたはB評価が合わせて97%、各基本目標に紐づく事業が着実に実施されているものと評価している。

増進型地域福祉の評価項目では、目的実現型のアプローチで前年度より8ポイント高い31%の事業でA評価とされており、対話的プロセスでは令和5年度に比べ3ポイント高い40%の事業でA評価とされている。

●基本施策ごとの説明

資料1-1中、増進型地域福祉の評価項目を中心に説明。

・基本目標1 人と地域がつながっている

P7(1)地域における交流の推進とつながりづくり【26事業】

前年度と比べ事業数、評価等に大きな変動はなく、目的実現型のアプローチでは、地域総合拠点「みなよる」を設置した「余裕教室利用事業」をはじめ、全体の73%でA又はB評価となっている。

P8(2)支え合い・助け合い活動の推進【18事業】

若者会議や、校区担当職員事業、外国人市民会議等が該当し、対話的プロセスに

ついて、A、B 評価を合わせて前年度より 11 ポイント増となり、全体の 89%の事業で「事業実施にあたり、対話的プロセスを経ている」と評価されている。

・基本目標2 地域を支える力が育まれている

P9(1) 地域における担い手づくりの推進【12事業】

職員による出前講座のほか、平和を考える戦争展、認知症サポーター養成講座が該当し、目的実現型のアプローチでは、A 評価は前年 25%より 31 ポイントの大幅増で 56%となっている。

PI0(2) 地域活動団体の連携強化【6事業】

目的実現型のアプローチで前年度 B 評価であった高齢介護課の生活支援コーディネーター事業が A 評価となり、6 事業中4事業が A 評価となった。

PI1(3) ボランティア・NPO 活動等の推進【9事業】

人権・市民協働課の「市民公益活動支援センター事業」等が該当し、目的実現型のアプローチでは、前年度 B・C 評価の 3 事業が A 評価に転じ、6事業で A 評価とされている。

・基本目標3 確実に支援が届いている

PI2(1) 情報提供の充実【10事業】

高齢介護課の認知症総合支援事業や町総代関係事務等が該当。

対話的プロセスでは、前年よりA評価が13ポイント増え、全体の80%の事業において、対話により事業改善を図っていると評価されている。

PI3(2) 重層的な相談支援体制づくり【29事業】

目的実現型のアプローチについては、介護・障がい・子育て等のさまざまな属性の困りごとの解消を目的とする事業が多いこともあり、前年は A 評価とされた事業はなかったが、令和 6 年度は高齢介護課の2事業が A 評価と見直しされた。

また、対話的プロセスについても、D の評価が馴染まないとする事業は依然 5 割以上と高くなっている一方で、対話的プロセスはないとする C 評価が前回より2事業減り、A または B 評価に見直しされた。

PI4(3) 多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成【8事業】

対話的プロセスについて、前年度と概ね同様で、事業者指導等では評価に馴染まないとされる事業が多いが、高齢介護による地域密着型サービスの指定・指導においては、前年度は「D」の「評価に馴染まない」としていたところ、令和 6 年度は事業改善が図られているとする「A」評価となった。

PI5(4) 人権尊重と権利擁護体制の充実【21事業】

目的実現型のアプローチについては、9 事業で A 評価となった。そのうち、人権・市民協働課の人権セミナー事業、講座事業及び高齢介護課の高齢者虐待防止の普及・

啓発及びネットワークの構築事業では、前年の評価を見直しされている。

また、対話的プロセスについては、A・B 評価が合わせて 24 ポイント増の 52%となり、半数以上の事業で対話的なプロセスがあると評価されている。

PI6 (5)さまざまな課題を抱える住民への支援【15事業】

目的実現型のアプローチについては、昨年度に A 評価とされたのは本課の重層的支援体制整備事業1事業のみだったが、令和6年度は高齢介護課の2事業についてもA評価となった。当初は別の評価であったが、本課が改めて事業内容をヒアリングし、また、評価指標の考え方について説明したところ、見直しが行われた。

・基本目標4 安心できる環境

PI7 (1)日常生活における安心できる環境づくり【19事業】

目的実現型のアプローチについては、前年度より11 ポイント増え、6 事業で A 評価となった。

PI8 (2)災害発生時における安心できる環境づくり【3事業】

この項目は事業数も少なく、全事業において前年度と大きな変化はなく、いずれもA又はB評価であった。

●総括

令和6年度の評価にあたり、各課から回答を受けた段階で、目的実現型アプローチや対話的プロセスの項目について、前回評価時に A や B であったところから、B や C、D 評価となっていた課に改めて事業内容や、担当課の評価についての考え方を聞き取り、本課より増進型地域福祉の考え方について説明を行った。その結果、各事業において理想とする状態像があることを確認し、7課41事業について、評価の見直しが行われた。

※評価の見直しが行われた事業については、資料1-3にまとめている。

増進型地域福祉の考え方を全庁的に広げていくことは、本市としても大きな課題であり、各課においての捉え方にはまだまだばらつきがあることを実感し、庁内においても一つ一つの対話的行為を継続していくことが重要であると考えている。今後も引き続き、全庁的に増進型地域福祉の考え方がより一層広まるよう、努めていく必要があると考えている。

事務局からの報告は以上となる。

委員長

まずは個別施策において、目的実現型アプローチと対話的プロセスを中心にご報告が

副委員長	あり、全体的な評価の捉え方に対して、増進型地域福祉課がその担当課とのコミュニケーションを繰り返して広めていく、非常に重要なステップだと思います。 具体的な事業内容は資料1-2に一覧として記載されており、事務局から全体的な説明がありましたが、皆さんの関心のある事業については資料1-2を確認していただくとうっかりやすいと思います。 全体的な報告に対するご意見でも、個別事業に関するご意見でも結構ですので、ご意見やご質問があればお願いします。 全体的な意見と、一つ提案をさせていただきます。 地域福祉に関連している全庁的な行政サービスを増進型として展開していく意識をもつということで、3年間取り組んできたと思います。これについては、増進型地域福祉課の努力も素晴らしいものだと思いますし、目的実現型アプローチと対話的プロセスは増進型の肝となるもので、この視点がなければ他の地域福祉計画と一緒にあります。この増進型の評価項目を浸透させていこうということで、今回のようなプロセスが生まれたことはすごく大切です。個別施策の内容については増進型地域福祉課が全てわかるわけではなく、各担当課に自律的に点検改革を行ってもらうことが基本ですが、増進型地域福祉課を中心として、住民レベル、行政レベルで富田林市の増進型地域福祉文化を浸透させていき、柱としていく取り組みだと思います。 そこで、私からの提案は資料1-3に関することです。担当課との対話によって見直されたプロセスを文字化して、評価項目の説明の中に加えることができないかということです。 例えば、資料1-1、16ページに記載のある生活保護制度など「いわゆる国制度で対話や改善の余地がないと判断がなされたもの」と記載がありますが、担当課も含めて誤解をされているだけだと思います。この記載だと、富田林市の生活保護制度は、措置や給付事務だけなのかと誤解されかねません。過去からそうですし、今でもそうだと思いますが、実際の生活保護事業の中では、当然、受給者との対話が行われ、どのような生活を送っていきたいか、現在の生活課題は何か、また、生活課題については関係機関と連携して、どうやってウェルビーイングを高めていくかというプロセスを行っていると思います。そこで、担当課の誤解を解き、考え方がわかりやすいように、何かできないかなと考えました。 資料1-1、4ページに記載のある対話的プロセスの評価基準の中に「事業改善が図れている」という文言があり、「事業改善」という言葉が評価の基準になっているため、誤解が生じているのではないかと思います。 生活保護法では、「自立の助長」がうたわれており、この「自立」という言葉が示して
------	---

	いるのは、単に経済的自立だけでなく、日常生活自立と社会生活自立が含まれていて、社会生活自立というのは、社会的なつながりを回復・維持して地域社会の一員として充実した生活を送ることを意味しているため、まさにウェルビーイングのことを言っています。このように、生活保護制度においても生活の質やウェルビーイングという面を非常に重要視されています。 対話的プロセスの評価基準の文言を「事業改善」という言葉だけではなく、「適切な実施や運用」という言葉もあわせて使用し、事業利用者のウェルビーイングを高めていくために、対話的プロセスが必要であったり、実際に取り組んでいたりしないかという視点を持ってもらってもよいかもしれません。 このように、各担当課に正しい認識で評価してもらえるような評価基準の文言を使用し、個別施策の事業評価を進めてほしいと思います。 目的実現型のアプローチの評価基準についても、B 評価の「目標値」という文言が気にかかります。「目標値」という文言を使用すると、どうしても数字等に依存すると思います。 対話的プロセスは理想像を描くところから始まっているので、対人援助を行っている事業で D 評価が多い現状は、各担当課の誤解が多いと思います。各担当課の認識を誤解がないものにしていけるよう、これからも取り組んでいってほしいと思います。
委員長	まずは全体的なところ、その後具体的なところとご指摘をいただきました。
委員⑤	評価方法について感じたことをお伝えさせていただきます。 量的な評価はわかりやすいのですが、質的な評価を A～D の4段階で評価していますが、判定が抽象的になっているのではないかと思います。 誰にでもわかりやすいように、数値を計数して、それをベースに判定するというのであれば、誰でも判定ができるのではないかと感じました。 非常に難しい面もあると思いますが、もう少し計数・計上の評価方法も検討しては良いのではないかと感じました。
委員⑥	資料1-1、9ページ「地域における担い手づくりの推進」について発言させていただきます。 私が住んでいる地域ですが、町会の総会には高齢者ばかりが集まっています。そして、その中で出てくる言葉は「限界集落」等、そういった言葉ばかりが出てきます。 地域の子どもの成人すると、地域から出ていってしまい、地域には高齢者ばかりが残り、戻ってくる若者は稀という状況で、やはり、地域の魅力を作らないと、みんな出て

委員長 委員④ 委員長 委員⑫	いってしまいます。 そういった面にも力を入れていただきたいと思います。 この話題は、議題2の重点施策の内容にも関係してくると思います。まさに、富田林市が注力しようと考えているところだと思いますので、最初から答えがあるわけではないですが、皆さんで色々なアイデアを出し合いながら、考えていこうと思います。 確実に支援が届いているというところに、すごく格差があると感じています。 私が住んでいる地域では、高齢化が進み、免許を返納される方が増えていますが、交通手段が不足しています。市役所等の公共施設に行くにも、徒歩では遠く、交通手段が無い状況です。 社会福祉協議会のバス増便や、レインボーバスのバス停変更等も行われていますが、私たちの地域にはあまり影響がなく、また、金剛バス廃線の影響で、元々来ていたバスが減便になっていることもあり、本当に交通手段が不足しています。 そこで、介護保険サービスを利用し、デイサービスに通ったり、ヘルパーに買い物に行ってもらったりと、安易に介護サービスを選択してしまう人が増えていきます。地域で、自身の足で歩いて買い物をして、自分で食事の準備をして食べることが、介護予防につながると声かけをしていますが、地域特性で実現しづらい状況です。 そういった地域に対し、どのような支援をしていくかという点も、検討してもらいたいと思います。 まさに地域福祉の課題的なところですし、地域間格差が色々出てくる中で、どうしていくのかという具体的なお意見でした。全体的に対応していくことも必要ですし、それぞれの校区レベルを超えている課題も出てきているので、まず、この場では意見として受け止めさせていただいたうえで、検討していきたいと思います。 評価について、市だけではなく国等でも、数値が求められることが多いと思います。確かに、数値はわかりやすいですが、評価の方法は、これまでもあったように難しいと思います。 今回、担当課との対話によって評価が見直された事業がこれだけあるということで、事務局として工夫して取り組んだ点だと思います。 資料の内容として、例えば生活保護の事業費であれば、国から出ているのか、都道府県から出ているのか、市から出ているのかということは一般的な市民はわかりません。「公的なところから出ている」という漠然としてイメージしか持っていないと思いま
---	--

委員⑭	す。 私たちが行っている事業に関連して、感じたことを発言させていただきます。 基本目標Ⅰ「人と地域がつながっている」の大きな目玉として、各小学校に設置されて地域総合拠点「みなよる」があります。歩いて行くことができる小学校に、地域活動の拠点ができたということはとても素晴らしいと思いますし、評価できると思います。 みなよるを使い始めて、進んでいるからこそ出てくる新しい課題もあると感じています。例えば、みなよるを拠点に始めたこども食堂がありましたが、たくさんの住民がみなよるを拠点に活動していると、小学校側との認識の齟齬などが生じることもあります。それはやむを得ないことだと思いますが、課題感を持ってそういった問題に対応してほしいと思います。 また、評価について、最初に設定した目標から、事業を実施していく中で新たな課題がでてくることもあるので、その点も加味した評価の方法も必要なのかなと感じました。
委員長	キーワードが出てきて、どうできるかを考えてやっていくということが、まさに対話だというお話だと思います。取り組むうえで必ず出てくる課題として、ご指摘いただきました。 それでは、次の議題に進みます。地域福祉計画の一環である重点施策Ⅰ、Ⅱについて、進捗状況と評価の説明をお願いします。
事務局	【事務局報告】 (2) 重点施策(Ⅰ、Ⅱ)の進捗状況、評価について 資料2説明 重点施策は数値で示す量的評価と、数値では表せない質的評価の2つの側面から評価を行っている。 ●重点施策Ⅰ「地域の理想に向けた取り組みへの支援」 校区交流会議を中心として、各校区からの地域の声を聴き、それを市の中で共有、施策形成や社会資源の開発につなげていき、全庁的な増進型地域福祉を進めていく仕組みで、いわゆる「福祉の地域づくり」の取り組み。 ○量的評価 ①校区交流会議参加者数 実績値は337人で、計画値を上回っているが、令和5年度の実績値(376人)を下回っている。 ②校区担当職員の参加率 校区交流会議が延べ88回開催され、校区担当職員はその全てに出席している。令

和6年度より増進型地域福祉課の一般職員を校区担当職員として任命し、各校区の担当を3人体制に拡充したことによって、参加率の向上や、校区担当職員と社会福祉協議会の連携強化にもつながっていると感じている。

③広聴活動報告数

14校区から28件の相談や要望を受け付けた。内容としては、庁内関係課への照会調整が最も多く、次いで、広報周知活動、市の備品等の貸し出し、と校区プログラム実践に際し、行政に必要な協力を求める内容が大半であった。徐々に件数が増えてきており、この取り組みを積み重ねていくことが大切だと感じている。

○質的評価

・校区交流会議参加者の固定化が各校区から課題として挙がっており、市としても、市社会福祉協議会と協力しながら、令和6年度の全体校区交流会議では、今後の取り組みに向けたヒントや新たなつながりが生まれるよう、「対話と交流」をテーマとし、参加者同士が主体的に意見や情報の交換を行う場とした。また、市広報誌2月号特集記事では、校区交流会議の周知と参加者募集に焦点をあてた記事を掲載し、結果、1件ではあったが、民間事業者から会議参画について問い合わせを受けた。地域住民や民間事業者の興味や関心を引き出すような周知・広報活動を積み重ねることが、校区交流会議の発展的継続につながるものとして、引き続き、多様な機会を活用し、周知・広報活動に努めていく。

・令和6年度より増進型地域福祉課の一般職員が校区担当職員として校区交流会議に参加している。これは、職員にとってもチャレンジであるが、管理職校区担当職員とは違う視点の意見や発想が生まれ、今後の会議の活性化につなげていきたいと考えている。また、一般職員は増進型地域福祉課に在課している間は校区担当職員として活動することを想定しているため、できるだけ同じ校区で長く関われる体制としたいと考えている。

・各校区の活動を積み重ねる中で挙げられた全世代への健康増進の取組と、社会環境の変化による孤独・孤立の問題について、増進型地域福祉推進会議にて、地域課題解決に向け、市全域への施策化を検討し、全庁的な取組につながるものとなった。

●重点施策2「地域とともに創る重層的な相談支援体制」

「福祉なんでも相談」をはじめ、多分野による包括的な支援体制の整備、いわゆる「相談支援」についての取り組み。

○量的評価

①校区・定点型の福祉なんでも相談窓口設置数

16小学校区全てに設置され、延べ78回開催された。また、78回のうち、みなよる等

の学校施設を活用した開催が51回。校区・定点型とは別に、地区・定点型の福祉なんでも相談会が延べ54回開催された。

②増進型地域福祉ネットワーク会議開催数

圏域ごとの特性を活かした、福祉分野横断的な連携体制構築を目的とした本会議が、各圏域3回、合計9回開催された。

③増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議開催数

社会福祉法第106条の6に規定される個別時間に関する包括支援会議が70回、「重層的支援体制整備事業」庁内会議が3回、「就労支援」「ヤングケアラー」「相談支援体制」に関する庁内会議が各1回、成年後見制度利用促進に関する協議会を11回、合計87回開催された。

○質的評価

・校区・定点型福祉なんでも相談窓口が全小学校区に開設され、市広報誌やウェブサイト、市社会福祉協議会の SNS へ毎月の開催日程を掲載しているが、相談受付件数は15件だった。校区交流会議を含めた多様な地域活動と関連付けることに加え、SNS の活用や、開催時の張り紙や看板設置など、周知・広報活動や、効果的な運用方法を検討していく必要がある。

・増進型地域福祉ネットワーク会議において、ひとつの圏域で、教育部局の参画があった。その圏域では、事例検討を通じ、福祉と教育という分野横断的な共通認識を作る有意義な機会となった。福祉分野だけにとらわれず多分野横断的な連携体制を構築していくことが、包括的な支援体制整備につながるものと認識しているため、こういった場を積み重ねていきたい。

・多機関・多職種が参画する増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議や、各会議体、各会議体から派生する研修会等、多様な機会を活用し、個別支援の内容に「増進型」の考え方が根付いていくよう、働きかけを継続していく。

(スライド)資料なし

令和7年5月28日、スーパーオークワ富田林旭ヶ丘店にて、出張型の福祉なんでも相談会が開催された。大型スーパーでの出張福祉なんでも相談という取り組みは、これまでも行っているが、この日は、福祉なんでも相談会に加え、孤独孤対策啓発活動、民生委員児童委員啓発活動、健康増進に関する取組、特殊詐欺防止の啓発活動を同時に行った。

この取り組みは福祉なんでも相談を単独で開催するのではなく、多分野の多様な活動と関連付けて開催する一例だと認識している。

どのような開催方法が良いのかは地域の特性によって異なると考えるが、多分野・

委員長	多機関が連携して行う取り組みを積み重ね、分野の壁を越えた、多分野横断的な支援体制づくりに努めていきたい。 事務局からの報告は以上となる。 重点施策1、2を合わせて報告いただきましたが、ここで、なぜ合わせて報告してもらったのか、というお話を挟ませていただきます。 地域福祉は範囲が広く、全部を網羅していくことは非常に難しいです。そのうえで、今期の地域福祉計画の中でどこに力点を置くのかを表すものが、重点施策です。 1点目が地域の理想の実現に向けた取り組みへの支援で、校区交流会議などを通じて、地域の理想を描きながら実現していこうという取り組みで、地域づくりの取り組みと整理できると思います。 2点目が地域とともに創る重層的な相談支援体制で、こちらは様々な悩み事などを解決していくような仕組みづくりです。福祉の個別支援の体制をどう作るかということですが、ここで、国の大きな流れのお話をさせていただきます。 国では、現在「地域共生社会」というものを掲げています。色々なハンデを抱える人や、高齢者から子どもまで、全ての人が地域で暮らしていけるようにしようという大きな流れです。そして、その中で提唱されている重層的支援体制整備事業に富田林市も取り組んでおり、その事業では大きく3つの行うべき事業があります。 一つ目が入口にあたる、断らない相談支援です。今まで福祉は縦割りになっていて、何か相談に行くと、窓口のたらい回しになるという問題がありましたが、断らずにまず相談を受けようという仕組みを作っていくことが、入口の論理です。 そこで相談を受けた者に対して、社会とのつながりを作っていこうという、いわゆる出口支援が二つ目です。現在の相談支援の中で、ひきこもりや8050というキーワードが出るような、複雑な問題を抱え、社会とつながっていくことができないという課題が非常に大きくなっていることがわかりました。そこで、就労なのか、地域参加なのか、知人をつくるということなのか、色々な形はありますが、社会とつながってその人らしい生活ができることをめざすうえでの出口を作っていくことが出口支援です。 出口支援をしようすると、地域に受け皿がないとできないので、地域に様々な人が安心できる場所を作ったり、就労が難しい人のための簡単な仕事ができる場所を作ったりといった「地域づくり」が、三つ目です。 今の富田林市の取り組みに対応させると、校区交流会議を通して行っているのが、三つ目の地域づくりにあたり、一つ目と二つ目の入口・出口支援の流れを作っていくことが重点施策2にあたります。
------------	---

委員⑪	今まで、行政や専門職が行っていた活動の流れをスムーズにして、かつ、そこに様々な人が関わっていけるような流れを作っていくということです。 これまでは、まずはそれぞれのことをしっかり組み立てていくために、重点施策1、2を分けて報告していただいていたと思いますが、今回から、委員の皆さんにも全体の流れを意識していただくために、合わせて報告していただきました。 委員の皆さんにはどちらについてご意見していただいて結構ですし、また、富田林市はこの取り組みを「増進型」でやっていくということで、単に問題解決すれば良いということではなく、その先の理想像を目指しているということも意識していただいたご意見をいただければと思います。 国と違うことをしているのではなく、国の流れもうまく活用しながら、富田林市なりのものを作ろうということで、この重点施策1、2が打ち出されているということをご理解いただければ良いと思います。 それでは、委員の皆さんのご意見をお願いします。
	東条地域で活動していて、今年度も東条フェスティバルを色々な方面から計画しています。東条小学校にみなよるが設置されたこともあり、みなよるを活用した活動も計画しています。 福祉なんでも相談という名称は知っていて、いろいろな相談をされている方がいるんだろうなという漠然としたイメージを持っていましたが、何を、どのくらい「なんでも」なのか、非常に困っている人が相談するところだと思っていました。 校区交流会議を担当している社会福祉協議会職員が福祉なんでも相談も担当しているということもあり、こどもの中学校給食関連の話をしていると、福祉なんでも相談として対応しますと言ってくれ、対応してもらった結果、問題が解決したことがあり、個人的にすごくありがたい相談となりました。 福祉なんでも相談についてのチラシや広報記事等は目にしますが、どんなことを相談すれば良いのか、こんな相談があつてこうなりました、というような例文等もあれば、小さな悩みでも、ちょっと相談してみようという人が増えるのではないかと、相談する人が増えれば助かる人も増えるのではないかと思います。
	まず、福祉なんでも相談の「なんでも」の範囲はどこまでなんだろうという点ですが、事務局からご回答があればお願いします。
	こういった相談でなければいけないという線引きはありません。そのため、実際に入ってくる相談は、シンプルな制度についての問い合わせから、複合課題を抱えて福祉なん

	でも相談だけでは解決できないような相談まで様々対応しているのが実情ですが、障害の有無や年齢等の区別なく、福祉に関することであれば一旦丸ごと、どんな相談でも受けようというのが福祉なんでも相談です。 相談によって全てが解決できるわけでは無いですが、相談を受けると、担当課等に制度や結果を確認し、相談者にわかりやすいように伝えるという対応もしています。 こういった相談ができるのかといった例示等も用いた周知の方法については、ご意見いただいたとおり、今後も広報記事等工夫していきたいと考えています。 地域包括支援センターができた頃から、包括的に相談を受けるということが意識され始めました。最初はどの分野でもそうですが、専門性を確立することが必要なので、各分野で取り組んできましたが、福祉が生活だということがわかり、制度の狭間という問題が出てきました。 格差社会を背景とした社会的排除の流れが来ている中で複雑な問題が生まれ、それに対応する相談の仕組みが必要となりましたが、まずは、行政や専門職が判断する前の「本人の困り事」、本人の訴えが重要だということもわかってきました。 もちろん、悩み事の全てが解決できるわけではないですが、そういう悩みがあるんだと共有して、どうしていくのかを一緒に考えていくのが、これからの福祉だということです。 できること、できないことも含め、行政や専門職が判断するのではなく、みんなで考えて、一つ一つ組み立てていく、そんな時代になったんだとご理解いただけたと思います。 そういった背景もあり、福祉なんでも相談は日常生活に近いところに置いています。せっかくの取り組みですから、まずは実績を増やしたいですね。 学校関係の話題もでしたので、委員⑩、何かお感じになったところなどあれば、お願いします。
委員⑩	小学校が16校ある中で、相談件数の実績が15件だと、一校に年間一人相談が来るかどうかという数字になります。 そもそも、小学校や相談窓口に足を運ぶことがしんどい方も、たくさんいるのではないかと思います。 電話など、できるだけ簡単な方法で相談ができるよう、間口を広げてたくさんの相談が聞けるような体制づくりを行っていくと、効果的に広がっていくのかなと思いました。
委員長	今回の事務局からの報告では、重点施策として設定している福祉なんでも相談窓口の相談受付件数ということでしたが、恐らく参考として、生活困窮やその他の制度、

委員⑬	障害関係など、市全体の相談数があると思います。仮に、他の相談窓口ですべてカバーされていたとすれば、福祉なんでも相談の受付件数はどんどん少なくなると思います。 ですが、潜在的に抱えていて相談に行くところが無いという状態がどうなのか、という視点でもご意見いただければと思います。また、参考資料として、全体の相談数も示してもらいたいと思います。 市内に158団体ある町会・自治会からなる町総代会では、福祉なんでも相談窓口ができる前から、福祉だけでなく、地域のいろいろな問題について相談を受けてきました。そうした中、各小学校単位で、福祉なんでも相談窓口を開設していただいたということで、町総代の負担軽減としても、とてもありがたいと思っています。校区交流会議や福祉なんでも相談だけではどうしてもできないことがある場合は、行政も含め、町総代会としても協働していきたいと考えています。 今後も、市民に対して、校区交流会議や福祉なんでも相談のPRは、どんどんして欲しいと思います。市民からの関心や認知が低いということがネックになっていると思います。
委員長	国が出した重層的支援体制整備事業の中間報告のなかで、地域とのつながりがうまく構築できないという内容が、富田林市に限らず全国的に出てきています。富田林市というモデルを作って、こんな連携ができるということを示していきたいと思います。
委員⑮	資料1-1、16ページ「さまざまな課題を抱える住民への支援」の中の、再犯防止にむけた取組の推進というところで、先日、保護司会の研修がありました。 保護司会では、再犯防止を重点項目として掲げているのですが、研修の中で、保護司が担当している保護観察者の再犯数が初めて減少したと報告を受け、とても喜ばしく思っています。また研修の中では、特に少年犯罪ですが、こども食堂の普及や、登下校時の見守りによって再犯者が減少したとも話があり、やはり、地域の皆さまの支援や協力が無ければ、犯罪は減らないと思いますので、この場を借りてお礼と、今後ともよろしく支援をお願いしたいとお伝えさせていただきます。
委員長	地域福祉計画の中で、再犯防止というものは一つの重要な柱になっています。日本社会全体が、一度失敗した人に対して、どのように受け入れられるのかということが他の国に比べても課題だと言われてきたので、再犯が減ったということは非常に喜ばしく思います。福祉と更生保護は非常に重要な関係を持っていて、昨今、保護司関連の事

委員④	件等も起こり、保護司のあり方も検討されているところですが、そういった問題を地域でどう受け止めるか、難しいところはあると思いますが、それぞれの地域がどんな性格を持っているのかという点が問われるところです。 金剛地区には、虹色サロン金剛というものがあります。そこには、摂食障害の方や、初期の認知症の方、発達障害の方などいろいろな人がいらっやいます。 虹色サロン金剛の横には金剛連絡所があり、2階に福祉なんでも相談の窓口があるため、利用者の方の難しい問題があれば、相談していただくようにしています。 UR 団地にはほとんど民生委員がいませんが、虹色サロン金剛のような場所があれば、その場で話を聞いて相談につなぐということができます。ですから、居場所になって、その中で相談をして、いろいろな機関から援助を受けられるような場所が、金剛地区だけでなく、もっとできれば良いと思います。
委員長	国も「居場所づくり」という言葉を掲げていますが、いろいろな形、その地域だけのものがあると思いますが、金剛地域はそれがうまくマッチングしたんだと感じます。 ABCD（アセット・ベースド・コミュニティ・デベロップメント）理論という考え方がありますが、これは、地域の中に資源があるという考え方で、みんなで地域を作っていくということが必要だとわかってきていますので、委員④のお話にもありましたが、施設を作ったからそうなったわけではなく、皆さんが寄ってきて作り上げたものだと思います。 校区交流会議も、そういった場を作る起点になる可能性を持っており、行政と社会福祉協議会の支援を受けながら、それぞれの地域でそれぞれの地域にあわせたものを作り始めているんだらうと、改めて考えさせられました。
委員⑭	現在、富田林市ではこどもの権利条例を作ろうと動いており、その中で、こどもの意見をどのように、地域活動の中に取り入れていくかが非常に重要になっていると思います。 各校区の交流会議でも、こどもの意見を反映させる、取り入れるような動きをしている校区があり、とても良い動きだと思っています。 増進型地域福祉は地域の未来を語るところだと思うので、地域の未来を担うこどもの意見を積極的に取り入れていく姿勢はすごく大事だと思います。さまざまな校区で意識的に取り組めれば良いと思います。
委員長	今はどの分野でも「こども」というものが注目されています。こどもたちと一緒に未来を作っていこうというメッセージをしっかりと出していくことが重要だと思います。

委員②	地域の会議に出席する中で、一番必要だと思うことは世代交代、人の新陳代謝、活動家の育成ということです。 活動家が少なくなって、組織自体の存続が危ぶまれているような団体はたくさんあると思います。地域福祉計画の中で「地域を支える力が育まれている」という目標も掲げていますので、地域の団体やボランティアなど、活動家の年齢層も含めて、人材の新陳代謝、育成に視点を向けて考えてもらいたいと思います。
委員⑤	福祉なんでも相談について、私の考えをお伝えさせていただきます。 町会活動の中で、いろいろな意見や苦情がでます。私では解決できない問題もあり、民生委員や社会福祉協議会につないでいますが、もっと福祉なんでも相談を活用しようと、福祉委員会のいきいきサロンの中で福祉なんでも相談を開催しますと利用者に連絡しましたが、相談者はありませんでした。実際には、相談したい人はたくさんいるのではないかと思います。 先日、校区交流会議の後に福祉なんでも相談が行われていましたが、私は、その日に福祉なんでも相談があるということを当日まで知りませんでした。 周知が徹底されれば、相談者はもっと増えるのではないかと思いますので、校区の福祉なんでも相談が開催される日であるということを、周知徹底できる方法を考えていきたいと思っています。
委員長	福祉なんでも相談を単体で開催しても、相談に来てもらうことは難しいので、何とかと関わらせながら、先ほどのサロンの話もそうですが、相談につながる機会をどう作るか、いろんな機会を見ながらやっていくことが重要だと思います。相談が無いというわけではなさそうなので、ぜひ皆さんからもご意見をいただきたいと思いました。
委員⑦	令和7年4月から、地域子育て相談機関が設置されました。そのことをつどいの広場に來ている保護者に伝えたところ、「相談することは特にない」とおっしゃるんですが、広場の中で話していると、相談事や困り事が出てきます。「相談」という言葉への抵抗がすごく強いと思います。 福祉なんでも相談につなぐ役割が、地域で活動している立場だと思います。いろいろな地域に出向いて、いろいろな人と出会う機会を作っていますが、相談の場に行くために、さらにサポートが必要だと思います。
委員長	それぞれのいろいろな活動の中で、こういう場があるということをもっと共有して、何

かその場につなげるサポートができるようになれば全体的な動きになると思います。相談事業や支援事業が全体的につながっているというイメージが非常に重要だと思います。

先ほどの重点施策の報告と、委員の皆さんのご意見も含めて、福祉観をどのように皆さんに伝えていくかということがすごく重要だと思っています。例えば、先ほどの相談の話ですが、自分が困っていることを話すということは、自分の弱みを見せるようなイメージになってしまい、ハードルが高いと感じる人が多いですが、実はそうではない。生活はみんなで支え合い、作り合っていくものだから、福祉に関わることで、よりプラスなもの生まれていくし、幸福やウェルビーイングにつながっていくものとして、福祉がもっと身近な、生活の延長線上にあるような形になっていくことが、重要だと思います。

ぜひ、こういった福祉観を皆さんと共有していきたいと思ひますし、問題解決型の発想で終わるのではなく、よりプラスのものを作っていくということが、これからの福祉につながるということを、富田林市の場合は、実際の活動として示していく段階になってきていると思ひます。

今までは地域福祉計画の中や、地域福祉推進委員会の場で示していましたが、例えば、校区交流会議の中で福祉観について共有していったり、重層的支援体制整備事業庁内会議等の専門職が集まる場で共有していったりなどの、実際の場での取り組みが求められる段階になってきていると思ひます。

そのような段階になってきたということをプラスに捉えながら、その中でどんどん課題も出てくると思ひますので、今後も考えていくことになると思ひます。

それでは、本日の議題はここまでとして、事務局に進行をお返しします。

事務局

●重点施策の評価について

本日、委員の皆さまからいただいたご意見を委員会意見として事務局で一旦まとめさせていただき、委員長、副委員長にもご確認いただいたうえで、委員の皆さまにも意見照会をさせていただきます。

最終的には、令和6年度評価として確定し、ウェブサイト等で公表させていただく予定としています。

●部長挨拶 福祉部長より挨拶

委員長、増進型地域福祉についてわかりやすくお伝えいただきながらの議事進行、まことにありがとうございます。

委員の皆さまにおかれましては、本日も、忌憚ないご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

私自身、福祉部長に就任してから、各校区の交流会議を回らせていただいている中で、それぞれの校区の雰囲気を感じ、皆さんのご意見を聞かせていただき、また、校区担当職員がどのような活動をしているのかを見させていただいているところです。全て

の校区を回ることを目標にしていますので、どこかでお会いしましたら、お声がけさせていただきますので、よろしくお願いします。

本日、皆さんのご意見を聞かせていただきながら、地域の理想の実現というのは、本委員会や校区交流会議をはじめ、行政、そして地域で活動されている団体の皆さま、市民の皆さまが一体となって取り組んでいくことが何よりも重要ではないかと感じました。

一方、市としては、様々な生活課題を抱える世帯へ、地域住民といかに連携して、どうアプローチするかが求められているところです。新しい地域のセーフティネットの構築に向け、皆さまのご意見をいただきながら、着実に取り組みを前に進めてまいりたいと考えています。

現委員の皆さまの任期が令和7年6月30日までということで、今回の委員会が最後となる委員の方におかれましては、長きにわたり、ご協力賜りまして、本当にありがとうございました。引き続き活動いただける委員の皆さまにおかれましては、今後、第5期地域福祉計画の策定も控えておりますので、引き続きご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日ご参集いただいた皆様のますますのご健勝を祈念しまして、私からの挨拶とさせていただきます。最後までありがとうございました。

●令和7年度第2回地域福祉推進委員会について

次回委員会は、令和7年秋ごろの開催を予定しています。新委員の体制での委員会となり、委員の委嘱、第4期計画の進捗確認に加え、第5期計画の策定に向けた検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以 上